

## 兵庫県建築基準条例【抜粋】

昭和 46 年 3 月 25 日 兵庫県条例第 32 号

改正 昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 19 号 平成 7 年 7 月 18 日 条例第 31 号  
 昭和 58 年 6 月 10 日 条例第 23 号 平成 9 年 3 月 27 日 条例第 9 号  
 昭和 62 年 10 月 8 日 条例第 29 号 平成 11 年 3 月 18 日 条例第 30 号  
 平成 2 年 3 月 28 日 条例第 19 号 平成 13 年 3 月 28 日 条例第 23 号  
 平成 5 年 6 月 8 日 条例第 27 号

### 第 1 章の 3 日影規制

追加〔昭和 53 年条例 19 号〕

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第 2 条の 2 法第 56 条の 2 第 1 項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第 4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法第 52 条第 1 項各号に掲げる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域
法別表第 4(に)欄の各号のうちから指定する号	法別表第 4(い)欄に掲げる地域又は区域	
第 1 種低層住居専用区域又は第 2 種低層住居専用区域	10 分の 5、10 分の 6 及び 10 分の 8 の区域	(一)
	10 分の 10 の区域	(二)
	10 分の 15 及び 10 分の 20 の区域	(三)
第 1 種中高層住居専用区域又は第 2 種中高層住居専用区域	10 分の 10 及び 10 分の 15 の区域	(一)
	10 分の 20 の区域	(二)
	10 分の 30 の区域	(三)
第 1 種住居区域、第 2 種住居区域又は準住居区域	10 分の 20 の区域	(一)
	10 分の 30 の区域	(二)
近隣商業区域	10 分の 20 の区域	(二)
準工業区域	10 分の 20 の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10 分の 10 及び 10 分の 20 の区域	(一)

追加〔昭和 53 年条例 19 号〕、一部改正〔昭和 62 年条例 29 号・平成 7 年 31 号・9 年 9 号〕